

船舶事故調査報告書

令和元年 1 月 2 0 日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき養殖施設）
発生日時	令和元年 5 月 1 4 日 2 3 時 2 0 分ごろ
発生場所	広島県広島市 ^{にの} 似島北方沖 宇品灯台 ^{うしな} から真方位 2 3 0 ° 1 . 1 海里付近 （概位 北緯 3 4 ° 1 9 . 7 ' 東経 1 3 2 ° 2 6 . 8 ' ）
事故の概要	プレジャーボート ^{しゅんえい} 俊栄丸は、北進中、かき養殖施設の豆筏 ^{いかにだ} に衝突した。
事故調査の経過	令和元年 5 月 1 6 日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 俊栄丸、5 トン未満（長さ 6 . 8 0 m）
船舶番号、船舶所有者等	2 7 0 - 4 2 3 6 4 広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板及び推進器に擦過傷 豆筏 竹材に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が 1 人で乗り組み、約 1 5 ノットの対地速力で、手動操舵により北進中、かき養殖施設の設置海域が表示された G P S プロッターを作動させ、船長が、目視でかき養殖施設に付いている簡易黄色灯付浮標を確認しながら航行していたところ、かき養殖施設の北端に設置された豆筏（以下「本件豆筏」という。）に衝突し、乗り揚げた。 本件豆筏には、標識灯はなかった。
分析	本船は、北進中、船長が、目視でかき養殖施設に付いている簡易黄色灯付浮標を確認しようとした際、かき養殖施設と十分な距離をとらずに航行を続けたことから、本件豆筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が北進中、船長が、目視でかき養殖施設に付いている簡易黄色灯付浮標を確認しようとした際、かき養殖施設と十分な距離をとらずに航行を続けたため、本件豆筏に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ かき養殖施設と十分な距離をとって航行すること。 ・ G P S プロッターの過去の航跡を参考に航行すること。